

< 論 説 >

「アメリカ体制」と「ジャクソニアン・
デモクラシー」(10)

——アメリカ資本主義と民主主義の関連をめぐる一考察——

楠 井 敏 朗

目 次

I. 問題の所在	本誌 III/2 (1982)
II. 1820年代「アメリカ体制」の経済構造	
A. 「アメリカ体制」と1825年恐慌	” III/2 (1982)
B. 1820年代の合衆国における経済的基礎過程(1)	
——産業構造と経済構造——	” III/3 (1982)
	” III/4 (1983)
C. 1820年代の合衆国における経済的基礎過程(2)	
——金融構造——	” IV/3 (1983)
	” IV/4 (1984)
III. 1820年代のアメリカ経済政策の体系	
A. 課題の意味	” VIII/3 (1987)
B. 政策体系としての「アメリカ体制」とその成立の必然性	” VIII/3 (1987)
C. 1820年代における合衆国の社会と政治	” IX/1 (1988)
D. 「アメリカ体制」の経済的効果	
(1) 問題の所在	” IX/3 (1988)
(2) 1820年代の合衆国の産業循環	” IX/3 (1988)
(3) 1825年恐慌と保護関税政策 (その1)	” IX/3 (1988)
(4) 1825年恐慌と保護関税政策 (その2-1)	” IX/4 (1989)
	(その2-2) ” X/1 (1989) (本号)

(以下続編)

III. 1820年代のアメリカ経済政策の体系
(その五)

D. 「アメリカ体制」の経済的効果

(4) 1825年恐慌と保護関税政策 (その2-2)
——1828年関税法制定をめぐる政策論争——

a. 利害対立の顕在化 (前号)

b. 保護関税政策をめぐる相対立する4系
列の大衆運動

『ナイルズ・ウィークリー・レジスター』第XXXII巻を丹念に追いかけてゆくと、毛織物工業保護法案の廃案(1927年2月28日)からハリスバーグ大会(同年7月30日～8月3日)に至る保護関税政策をめぐる大衆運動の動きが、眼の前でみているように明らかになってくる。

まず、1827年3月3日号に、連邦上院議員N・シルスビー(Nathaniel Silsbee, Mass.)によ

る毛織物関税引上げ法案の成立に反対するボストン商人の請願書提出の記事²⁾と、同じく連邦上院議員 D・ウェブスター (Daniel Webster, Mass.) による羊毛および毛織物関税変更法案の成立に反対するボストン市民の抗議書提出の記事³⁾が現われる。

ここで、ボストン商人および同市民の団体が、同じ年に毛織物工業保護法案の成立を推進した同じマサチューセッツ州の毛織物製造業者 (そのすべてが株式会社形態の企業組織をとる工場経営者) の利害と袂を別かって、外国産、とくにイギリス産毛織物の輸入関税の引上げに反対する請願を行なっている事実注目されたい。この事実の指摘は、次号で検討される議論の伏線におかされるべきものである。

次いで1827年4月21日号には、国内産業の保護に反対する「ヴァージニア決議」⁴⁾——国内産業を保護するためのいかなる権限も連邦議会に対して賦与すべきでないことを決議したヴァージニア州議会の決議⁵⁾——が現われる。これもまたボストン商人の請願書と同様、国内産業の保護政策に反対を唱えた「決議」であったが、ボストン商人のものと異なって、憲法論議を前面に押し出したところに特徴があった。

1827年6月2日号には、一転して、これらの反対論調とは正反対の積極的支持の運動を示す記事が現われる。1827年5月14日にフィラデルフィアで開催されたペンシルヴェニア製造業および機械技術促進協会 (Pennsylvania Society for the promotion of manufactures and the machine arts, 以下ペンシルヴェニア協会と略) の集会 (議長は同協会の副会長のチャールズ・J・インガソル [Charles Jared Ingersoll], 書記はレッドウッド・フィッシャ [Redwood Fisher]) の決議がこれである⁶⁾。

フィラデルフィアで開催されたこのペンシルヴェニア協会の集会は、特筆すべき集会であった。これは後段で詳細に取上げられるハリスバーグ大会の召集を呼びかけた決議を含んでいたからである。すなわち、それは、1827年7月

30日にペンシルヴェニア州ハリスバーグで保護主義者の全国集会が開催されること、そのために各州から少なくとも5名の代議員が選出されるべきこと、その任命は、1827年6月中に、各州で開催された集会で行なわれるべきこと等の事項を盛り込んだ決議であった⁶⁾。

続いて、1827年6月30日号では、論調はまたまた反転する。同年6月15日、チャールズトン商業会議所で一般公開された国内産業保護反対の一書簡 (デイヴィッド・アレグザンダ同会議所会頭による1827年6月12日付連邦議会宛書簡) および連邦議会宛請願書が現われているからである⁶⁾。

これは、憲法論議に基づいて反対論を展開した「ヴァージニア決議」と異なって、経済論議に基づいた反対論であった。その主要な論点は、第1に、当該関税が「南部」諸州の消費にすでに加えられている負担の多い不平等な課税を一層悪化さすものであること。第2に、当該関税が「南部」産商品作物の外国市場を一層制限する傾向をもつものであること。——この二点であった。

7月に入ると状況は三たび大きく変化してくる。ペンシルヴェニア協会の呼びかけに対して賛同するさまざまな反応が現われてくる。

1827年7月7日号には、同年6月25日にニューヨーク州ダッチーズ郡パキスンの裁判所で開催された、同郡の牧羊業者、毛織物業者および「アメリカ体制」支持者の集会決議が現われる⁷⁾。

この決議のなかでは、同年5月14日のペンシルヴェニア協会フィラデルフィア集会 (前出) と、同年6月5日、マサチューセッツ牧羊業者、毛織物業者および「アメリカ体制」支持者のボストン集会の両議事録が全面的に承認された上で、「農業と製造業の維持」のためには保護が必要であること、「農業と製造業の利益は緊密に関連している——一方の成功は他方の繁栄に依存していること」、「毛織物業者と牧羊業者は、ともに打ちのめされ不況状態にあるこ

と」等が表明された。

また同じ1827年7月7日号には、開催日は明記されていないが、農業と製造業を支持するデラウェア州の市民集会の決議が現われている⁸⁾。

この決議では、分別ある関税の設定によるアメリカ製造業の保護が、合衆国の「真実にして、^{トウル・アソド・オ}明白な政策である」こと、前出した「ヴァージニア決議」は、極端なくらい人の心を惑わす現実離れした空論であること、そして「この国の最善の利益と安寧に反するもの」であること、さらに「憲法そのものの生みの親たる、ワシントン、ハミルトン、マディソンの一致した意見や、憲法のもとで行動して来たすべての政権の統一した政策推進にも矛盾したもの」であること、等が表明された。

1827年7月30日のハリスバーグ大会が近づくと、保護関税政策に賛成または反対するこの種の集会が全国各地で開催された。

1827年7月14日号には、ヴァーモント州ラトランドで開催された牧羊業者と毛織物業者の集会⁹⁾、ロードアイランド州ニューポートで開催された農業者と製造業者の集会¹⁰⁾、ニューヨーク州オルバニーで開催された同種のいくつかの集会¹¹⁾、ペンシルヴェニア州ハリスバーグで開催された農業者と製造業者の集会¹²⁾の記事が現われるが、1827年7月21日号には、ニュージャージー州トゥレントンでの保護主義者の集会¹³⁾、サウスカロライナ州カレットン地区の市民集会¹⁴⁾、1827年7月28日号には、ニューヨーク州オールバニーでの集会決議¹⁵⁾、コネティカット州ミドルタウンでの集会¹⁶⁾が現われる。

以上を大別する時、これらの集会を支える運動は、理念と利害を異にした4系列の運動に整理されえた。

第1は、ペンシルヴェニア協会によって主導された国内産業の保護・育成に賛同する「アメリカ体制」擁護論者の運動である。この運動の特徴は、少なくとも表面的には、製造業者の保護だけを打ち出したものではなかったことである。のちに詳細にみるように、それは、国内

^{ク・インダストリー}

産業一般の奨励と支持を表明した農業者と製造業者の運動であった。

第2は、「ヴァージニア決議」に典型的に現われる憲法論に基づく保護政策批判の運動である。これは、1824年関税法制定時のP・P・バーバーの主張を継承しているものとみてよい¹⁷⁾。

第3は、綿花の栽培州であり、かつ輸出州でもあるサウスカロライナ州からの保護政策批判論である。この種の運動は、1824年関税法制定時には、まだ明確な形をとっていなかった。ここでは、木綿工業と毛織物業工業、したがって、また、これらに原料を供給する綿作と牧羊業が、必ずしも「アメリカ体制」派の理解したように、国民経済を構築する上に、相互に利益調和をもたらす間柄にあるとは、理解されていなかったことに注目されねばならない。かれらの理解によれば、両者の関係はむしろ敵対関係にあった。

サウスカロライナ州の綿作プランターにとっては、黒人奴隷のための衣服は、イギリスから安価に輸入される中古の仕立直しの毛織物製品(ニグロ・クロス)で十分であったから、これらニグロ・クロスでさえ輸入を阻止し、これを国産品で代替しようとする毛織物業者および牧羊業者の保護政策は不必要であったばかりか、不愉快なものであった。かれらは、プランターとマニユファクチャーとファーマーの利益調和をはじめから信じていなかったのである。

第4は、ニューイングランドの貿易商人からの批判運動である。これは、保護関税政策によってもたらされる、貿易と海運業の衰退、延いては財政収入の落ち込みを懸念する主張で、1824年関税法制定時のD・ウェブスターの主張の継承といってよいもの¹⁸⁾であった。

ところで、われわれは、ここで、毛織物業保護法案を廃案に追い込んだペンシルヴェニア州(およびニューヨーク州)内陸部の利害関係者と、同法案の立案に努力し、成立に向けて努力したニューイングランドの製造業者が、ともにハリスバーグ大会に結集して、保護主義の運動

の一翼を担った事実に注目しておかねばならない。

その意味でハリスバーグ大会は、少なくとも表面上は、保護主義者の大同団結を世間に示した全国大会としての性格を色濃く帯びた大会であったといえる。

そこで続けてわれわれは、ハリスバーグ大会の果たした歴史的意義を明らかにするため、大会参加者や大会の議事日程などについて、もう少し詳細に検討しておきたい。

c. ハリスバーグ大会と保護主義者の結集

イ. 参加者と議事日程

ハリスバーグ大会は、正確には、合衆国の国内産業の奨励と維持に友好的な農業者、製造業者等の総会 (General Convention of Agriculturists and Manufacturers, and Others Friendly to the Encouragement and Support of the Domestic Industry of the United States) という呼び名を有する¹⁹⁾。

この大会は、1827年7月30日から8月3日までペンシルヴェニア州の首都ハリスバーグで計5日間続行された大会であった²⁰⁾。各州から代議員として正式に参加した人は、13州、すなわち、コネティカット、デラウェア、ケンタッキー、メアリーランド、マサチューセッツ、ニューヨーク、ニューハンプシャ、ニュージャージ、オハイオ、ペンシルヴェニア、ロードアイランド、ヴァーモント、ヴァージニアから選出された95名の代議員であった²¹⁾。

代表権をもつ正式の参加者のなかで見逃すことの出来ない人物は、ペンシルヴェニア州の代議員チャールズ・J・インガソル (Charles J. Ingersol) およびマッシュュー・ケアリー (Mathew Carey), メアリーランド州の代議員ヘゼキア・ナイルズ (Hezekier Niles), 毛織物工業保護法案の提案者であった下院製造業委員長R・C・マラリー (R. C. Mallery, Vt.), 1824年関税法の提案者で、当時下院製造業委員長をつとめたジェイムズ・トッド (James Todd, Pa.) ニューハンプシャ州選出下院議員チャボド・バートレット (Chabod Bartlet, NH.), 同州選出上院議員サミュエル・ベル (Samuel Bell, NH.), ロードアイランド州選出の上院議員アッシュ・ロビンズ (Ashur Robbins), オハイオ州選出下院議員ジョン・C・ライト (John C. Wright) である。

ここで登場するマッシュュー・ケアリーは、当時「アメリカ体制」の最も熱烈な唱導者の一人として著名な人物であり、南北戦争前後に活躍したH・C・ケアリー (Henry Charles Carey) の父である²²⁾。また、チャールズ・J・インガソルは、先にも触れたが、ペンシルヴェニア協会の副会長であり、同時に、また、フリードリヒ・リストの著名な『アメリカ経済学綱要』 (F. List, *Outlines of American Political Economy*, 1827) の出版に深くかかわった人物でもあった²³⁾。ヘゼキア・ナイルズは、ボルティアの保護主義者でジャーナリストであり、当時出版された最大の経済誌であり、今日でも資料価値の高い『ナイルズ・ウィークリー・レジス

第1表 ハリスバーグ大会へ参加した代議員数

州名	代議員数	州名	代議員数	州名	代議員数
コネティカット	7人	ニューヨーク	18	ペンシルヴェニア	15
デラウェア	4	ニューハンプシャ	5	ロードアイランド	4
ケンタッキー	4	ニュージャージ	9	ヴァーモント	5
メアリーランド	8	オハイオ	7	ヴァージニア	2
マサチューセッツ	7				

(出典) Niles' *Weekly Register*, XXXII (1827), p. 388 [R] より。

ターの編集発行人であった。

5日間に亘って審議を重ねた大会は、その運営方針なり、執務内容の基本線について、関係者のあいだで前もって綿密な打合わせがなされていたと考えてもよいものであった。

5日間の全議事日程を要約して示しておけば、次の通りであった。

- 7月30日 ①議長団(議長 ジョウズィフ・リトナー[Joseph Ritner, Pa.], 副議長 ジェシー・ブューアル[Jesse Buel, N. Y.] およびフリスビー・ティルグマン[Frisby Tilghman, Md.], 書記 ウィリアム・ハルステッド[William Halsted, Jr., NJ.] およびレドウッド・フィッシャ[Redwood Fisher, Pa.] の選出²⁴⁾。
- 7月31日 (午前) ②毛織物工業及び牧羊業の保護のための決議の朗読と承認²⁵⁾。
③製銅業およびアメリカ醸造酒業保護のための決議承認²⁶⁾。
- (午後) ④各種専門委員会(連邦議会への請願書起草委員会²⁷⁾、合衆国民衆への提言起草委員会²⁸⁾、鉄問題専門委員会²⁹⁾、亜麻問題専門委員会³⁰⁾、ガラス問題専門委員会³¹⁾、捺染綿布および綿製品問題専門委員会³²⁾、州際通商問題専門委員会³³⁾) の設置。
- 8月1日 (午前) ⑤国内製造業の保護の、海運業者および貿易業者に及ぼす悪しき影響に関する資料を、連邦議会の次の会期に付託できるよう準備する9人委員会の設置を要求する決議の提案(一般委員会のティビッツ委員長³⁴⁾)。
- (午後) ⑥捺染綿布および綿製品問題専門委員会からの報告(M・ケアリー委員長³⁵⁾)。
- 8月2日 (午前) ⑦鉄問題専門委員会からの報告(O・ウィリアム委員長³⁶⁾)。同報告を、連邦議会への請願書起草委員会に付託するよう求めた動議の提出(J・タルマージュ, N. Y.)。同動議の修正(保護さるべき鉄製品の範囲拡大)要求(J・トッド, Pa.)。同修正動議の否決、タル

マージュ動議の承認³⁷⁾。

⑧ガラス問題専門委員会からの報告(E・ロード委員長³⁸⁾)。同報告を、合衆国民衆への提言起草委員会に付託するよう求めた動議の提出(J・タルマージュ)。同動議の承認³⁹⁾。

⑨審議中の各種産業部門委員会からの報告を、連邦議会への請願書起草委員会に付託するよう求めた動議の提出。(ただし、厳しい不況状態にある牧羊業および毛織物工業こそ、連邦議会への保護請願を最も必要とする中心産業であること、これと比較して諸他の産業部門は、それぞれ、連邦議会によって、その好意によって審議の対象に加えられるべき産業部門である旨の付帯条件が付けられた)。(H・ナイルズ, Md.)⁴⁰⁾。

⑩国内通商、工業技術、製造業、種々の生産等に関する各種統計資料の作成に携る、連邦政府内一省庁の新設を、一般民衆に提起し、連邦議会に請願するよう求めた動議の提出(E・ロード, N. Y.) (ただし、この動議は、提出者自らによって取下げられた)⁴¹⁾。
⑪前日なされた捺染綿布および綿製品問題専門委員会からの報告の修正を求めて、同報告を同委員会に差し戻すよう要求した動議の提出(E・ロード)。同動議の承認⁴²⁾。

⑫財政委員会(committee of finance)の設置を求めた動議の提出(W・ミューティア, Md.)⁴³⁾。同委員会の設置⁴⁴⁾。
⑬鉄製品(刃物、木ねじ、針金、その他国家的重要性をもった製品を含む)の、より一層の保護を要求する決議の提出(W・フォワード, Pa.) 同決議の提出者自らによる取下げ⁴⁵⁾。

(午後) ⑭亜麻問題専門委員会からの報告(J・コルト, NJ.)⁴⁶⁾。同報告を、連邦議会への請願書起草委員会に付託するよう求めた動議の提出(J・タルマージュ)。同動議の満場一致承認⁴⁷⁾。

⑮州際通商問題専門委員会からの報告

(R・C・マラリー, Vt.). 同報告を、合衆国民衆への提言起草委員会に付託するよう求めた動議の提出(マラリー). マラリー動議の棚上げを求めた提案(インガソル). インガソル提案の承認⁴⁸⁾.

8月3日 (午前) ⑯メイン州ハロウェル(ケネベック郡)から発信された、ハリスバーグ大会議長宛 同州「アメリカ体制」擁護者からの書簡(1827年7月30日付)の朗読(リトナー議長)⁴⁹⁾.

⑰ニューヨーク亜麻布会社(Linen Company of New York)の社長および取締役から発せられた書簡の、本大会での承認(リトナー議長). 同書簡の朗読の手数を省略し、同書簡を、合衆国民衆への提言起草委員会に付託するよう求めた動議の提出(E・ロード). 同動議の承認⁵⁰⁾.

⑱外国産羊毛および毛織物の輸入制限を求めた、連邦議会への請願書起草委員会からの報告(インガソル委員長). 同請願書および同付帯決議の朗読を求めた動議の提出(J・C・ライト). 同請願書および同付帯決議の朗読. 同決議再審議の手続⁵¹⁾. 外国産羊毛の輸入制限強化を意図した請願書付帯決議第1項の審議を、しばらくのあいだ延期するよう求めた動議の提出(J・C・ライト). 同動議の承認⁵²⁾. 請願書付帯決議第1項に代る別の決議の提出(A・ステュアート, N.Y.), ステュアート決議の審議を棚上げすることの決定⁵³⁾. 先に連邦議会への請願書起草委員会(インガソル委員会)によって提出され、しばらくのあいだ審議の延期を求められていた請願書付帯決議第1項の審議再開⁵⁴⁾. 外国産羊毛の輸入制限緩和を目的とした、同決議第1項修正案の提出(J・トッド). 同修正案の否決⁵⁵⁾. 外国産羊毛の輸入制限強化(最低価格の引下げ)を目的とした、同決議第1項の修正案の提出(E・ロード,

N.Y.)⁵⁶⁾. 同修正案をめぐる審議⁵⁷⁾. 最低価格を原案の10セントから8セントへ引下げることの決定, (連邦議会への請願書付帯決議第1項の確定). 連邦議会への請願書付帯決議第2, 第3, 第4, 第5, 第6項(毛織物の輸入制限にかんするもの)の審議と, これらの満場一致承認⁵⁸⁾. 輸入毛布に対する関税率の引上げと, 国産毛布製造の十分な奨励を求めた決議を, 同請願書付帯決議(第1~6項)に追加するよう求めた提案の提出(S・スプリング, Va.). 同決議の満場一致承認⁵⁹⁾.

⑳送り状その他に詐欺的事実が記載されることを効果的に阻止する手段を, 同請願書付帯の最後の決議に追加するよう求めた提案(J・タルマージュ), 同提案の満場一致承認⁶⁰⁾.

㉑鉄鋼(hammered bar iron および steel), 鉄鋼製品の輸入に対する関税率の引上げを, 連邦議会の審議に委ねるよう求めた決議の提案(インガソル). 同決議の承認⁶¹⁾.

㉒亜麻および大麻, さらにこれらを原料とした種々の製品に対して, これまで以上の保護を求めたことを, 連邦議会の審議に委ねるよう求めた決議の提案(インガソル). 同決議の満場一致の承認⁶²⁾.

㉓本大会の議事録の出版を, 合衆国民衆への提言起草委員会に責任をもって引き受けさせる決議の提案(インガソル). 同決議の承認⁶³⁾.

㉔外国醸造酒の輸入を阻み, かつ外国産原料による酒精の醸造を阻止することが, 国家の諸利益と両立するかぎり得策であることの決議の提案(T・エーウィング, Ohio). 同決議の承認⁶⁴⁾.

㉕連邦議会への請願書作成委員会に対して, 捺染綿布およびその他の綿製品の保護を, 亜麻および大麻の保護と同様に, 連邦議会への請願書に盛り込むよう求めた決議の提案(A・ローレン

ス, Mass.). 同決議の提案者自身による取下げ⁶⁵⁾.

②④財政委員会からの報告 (W・ミーティア委員長)⁶⁶⁾.

(午後) ②⑤連邦議会への請願書を審議するよう求めた動議の提出 (インガソル). 同請願書の満場一致の承認⁶⁷⁾.

②⑥捺染綿布およびその他の綿製品問題専門委員会からの報告を審議するよう求めた動議の提出 (A・ローレンス). 同動議の承認. 引き続き, 連邦議会に対して, 捺染綿布およびその他綿製品の保護に関する審議を委ねるよう求めた決議の提案 (ローレンス). 同提案の満場一致の承認⁶⁸⁾.

②⑦州際通商問題専門委員会からの報告および本大会によって蒐集された資料を, 合衆国民衆への提言起草委員会に付託するよう求めた動議の提出 (R・C・マラリー委員長)⁶⁹⁾.

②⑧合衆国民衆への提言起草委員会からの報告 (H・ナイルズ委員長)⁷⁰⁾.

②⑨本大会議長J・リトナー氏に対する感謝の意を表明する決議の提案 (S・ベル, NH.)⁷¹⁾. 同決議の満場一致の承認. アメリカの産業および国内開発の促進に, 早くから, 絶え間なく, 効果的に努力したことに対して, ヘゼキア・ナイルズ, マッシュュー・ケアリー, ジョージ・ティビット三氏に感謝の意を表明する決議の提案 (G・ロバートソン, Ky.)⁷²⁾. 同決議の満場一致の承認.

③⑩大会開催中, すばらしき公会堂の自由な使用を認めてくれたペンシルヴェニア州当局に対して, 感謝の意を表明することを求めた決議の提案 (タルマージュ)⁷³⁾.

③⑪連邦議会への請願書の, 本大会議長J・リトナー氏による提出決議の提案 (インガソル). 同決議の満場一致の承認⁷⁴⁾.

③⑫本大会議事録の, 本大会議長および

副議長による署名, 書記による同確認の決議提案 (トッド). 同決議の満場一致の承認⁷⁵⁾.

ロ. ハリスバーグ大会の歴史的意義

先に明らかにされたように, ハリスバーグ大会は, 主義主張や方向性にかかなり差異はあるものの, とにかくにも保護貿易主義者の大同団結を呼びかけた大衆運動であったところに大きな意義があった. 後に見る「合衆国民衆への提言」の言葉を籍りて言えば, それは, 「農業と諸製造業の, 団結し同盟した偉大なる利益」⁷⁶⁾の擁護をめざした大衆運動であった.

ここでは, その歴史的意義をもう少し掘り下げるために, 同大会で採択された「連邦議会への請願書」(起草委員長 C・T・インガソル, Pa.)と「合衆国民衆への提言」(起草委員長, H・ナイルズ, Md.)を主な資料として, その大要を簡潔に纏めておくことにしたい.

i. 「連邦議会への請願書」

「連邦議会への請願書」(以下「請願書」と略)は, 大会最終日 (1827年8月3日) に発表されたもので, 6項目の付帯決議を付した文書であった⁷⁷⁾. その付帯決議は前分冊 (『横浜経営研究』IX/4 [1989年]) で取上げられた毛織物工業保護法案 (以下「法案」と略) と比較対照された時, 興味ぶかい事実を浮かび上がらせてくれる.

決議 1. 外国で 8 *cts.* を要するすべての原毛は, はじめ 1 重量ポンド当り 20 *cts.* の関税を課せられ, 最終的に関税総額が 50 *cts.* になるまで, 年々 1 重量ポンド当り 2 1/2 *cts.* ずつ引上げらるべきこと.

決議 2. 羊毛を原料とする全製品 (ただし毛布, ^{スエド・フア}毛織布地, ^{ボン・バ・リ}絹毛混織布地, ^{カーザリー}靴下, ^{ミット・アンド・グローブ}手袋, 帽子, 飾り縁を除く) のうち, 1 平方ヤード当り 50 *cts.* 未満の製品は, 1 ヤード当り 50 *cts.* を要したものと看做され, 1829年6月30日まで

は、その価格に対して40%の従価税、1830年6月30日までは45%の従価税、その後は50%の従価税が課せらるべきこと。

決議 3. 羊毛を原料とする全製品（ただし上記製品を除く）のうち、1平方ヤード当り50 *cts.* 以上250 *cts.* 未満の製品については、250 *cts.* を要したものと看做され、決議 2. に規定された同一の関税（従価税）が課せらるべきこと。

決議 4. 羊毛を原料とする全製品（ただし上記製品を除く）のうち、1平方ヤード当り250 *cts.* 以上400 *cts.* 未満の製品については、400 *cts.* を要したものと看做され、決議 2. に規定された同一の関税（従価税）が課せらるべきこと。

決議 5. 羊毛を原料とする全製品（ただし上記製品を除く）のうち、1平方ヤード当り400 *cts.* 以上600 *cts.* 未満の製品については、600 *cts.* を要したものと看做され、決議 2. に規定された同一の関税（従価税）が課せらるべきこと。

決議 6. 羊毛を原料とする全製品（ただし上記製品を除く）のうち、1平方ヤード当り600 *cts.* 以上の製品については、決議 2. に規定された同一の関税（従価税）が課せらるべきこと。

ここで「法案」との相違点を整理しておかねばならない。

第1は、羊毛に対する最低評価額規定の除去である。「法案」では、「1重量ポンド当り10 *cts.* 以上40 *cts.* 未満の羊毛」については、40 *cts.* の価格をもつものとして、所定の従価税が課せらるべきとされた⁷⁸⁾。だが、「請願書」ではこの規定（最低評価額規定）が取除かれ、8 *cts.* の価格を有するすべての原毛に、一律所定の従価税が課せらるべきとされた。

これは、第19議会第2会期での同法案の審議内容を考慮した結果だと考えられうるもので、一つには、牧羊業者の全般的保護、二つには、起こりうる「不正」の排除、三つには、当時連邦議会を支配したかなり激しい批判、すなわち、生活必需品たる粗悪品の製造業者に対しては、原毛の輸入を厳しく制限したのに対し、上質品の製造業者に対しては輸入制限を緩かにしたという批判を回避するためのものであったと

みてよい。

このことは、インガソルの提出した原案で、10 *cts.* と定められた課税対象の原毛価格が、修正の結果、8 *cts.* に引下げられた経緯〔原毛の輸入を可能な限り制限して、牧羊業者の全般的保護を打ち出した経緯⁷⁹⁾〕と考え合わせるとき、興味ぶかいことである。

第2は、羊毛を原料とした全製品に対する保護の強化である。ここでは、綿製品の場合と同様に最低評価額規定が採用された上で、これに基づいて、外国毛織物に対する輸入制限がよりきめ細かく規定されたことに注目されたい。「法案」では、課税さるべき毛織物は、品質上3ランク（①1平方ヤード当り40 *cts.* 未満、②同40 *cts.* 以上250 *cts.* 未満、③250 *cts.* 以上400 *cts.* 未満）に区分けされていたのに対して、「請願書」では、上記付帯決議 2.~6. にみられるように、5ランクに区分けされ、粗製品の最低価格が40 *cts.* から50 *cts.* に引上げられているだけでなく、1平方ヤード当り400 *cts.* 以上600 *cts.* 未満の上質品についても、600 *cts.* の最低評価額規定が適用されて、国内毛織物工業に対する保護の強化がみられたこと、これである。

第3は、羊毛の輸入に対する従価税そのものが引上げられていることである。「法案」では、一律1重量ポンド当り30%の従価税が定められたが、「請願書」では、20%から出発して、最終的には50%になるまで、毎年2 1/2 *cts.* の引上げが規定されている。

第4は、毛織物の輸入に対する従価税も、同様に一律33 1/3%から40%に引上げられたことである。

以上を要するにハリスバーグ大会で最終的に「請願書」に盛り込まれた提案は、毛織物工業保護法案の規定よりも遙かに強力な内容をもつ、国内毛織物工業および牧羊業の保護政策であったといえる。ハリスバーグ大会が、基本的にこの二つの産業の保護を求めた大会であったといわれている理由も、このことに由来していたといえよう。

しかし、ハリスバーグ大会の歴史的意義をこれだけ(毛織物工業の保護のための大会)に限定することが、いかに誤ったものであるかは、先に纏めておいた議事内容からみても明らかなことである。厳しい不況下にあった牧羊業と毛織物工業の両者を保護の対象に据えながらも、同大会では、もっと一般的に国民的産業の保護の必要性が問題にされてきたからである。このことは、「連邦議会への請願書」を根底において支えたと考えられる、H・ナイルズを起草委員長にして作成された「合衆国民衆への提言」(以下「提言」と略記)を読み進む時、はっきりと裏づけることができる。

そこで、われわれは、「提言」からこの間の事情を明らかにしてみ、ハリスバーグ大会の歴史的意義を考察してみることにしよう。

ii. 「合衆国民衆への提言」

「提言」(Address of the Committee on Behalf of the General Convention of Agriculturists and Manufacturers, and Others Friendly to the Encouragement of the Domestic Industry of the United States, Assembled at Harrisburg, 30th July, 1827)の本文は、『ナイルズ・ウィークリー・レジスター』XXXIII (1827), の10月13日号に全文掲載された⁸⁰⁾。

「提言」は、大きくみて二部に岐かかれていた。前半部分では、製造業を興す利益が一般的に提言された。後半部分では、この時期にとくに毛織物工業が保護されなければならない必要性が語られた。

まず、前半の一般論では、冒頭で、ハリスバーグ大会が、「合衆国の繁栄に新しい推進力を与え、諸外国政府の貿易制限的かつ禁止的諸法律や、諸外国臣民の不法にして不正なる行動から、わが国民衆の勤^{インダストリー}勞を擁護するに最も適当だと考えられるような諸方策を慎重に協議するため企画された公開の会議であることを宣言した⁸¹⁾。その上で、この大会で審議の対象とされたものが、繰り返して見て来たように、

「農業と諸製造業の、団結し同盟した偉大なる利益」の擁護であること⁸²⁾、とくに牧羊業者と毛織物業者に対する直接の配慮であることを明らかにした⁸³⁾。大会の目的が、ここではっきりと提示されていることに注目されたい。

「提言」は、これに続いて、「現在8000万ドル以上もの資金」が投入されており、「さらに数百万ドルが投資されるであろう」と見込まれている羊毛関連産業が、なぜ、かくも無視されて来ているかの理由を論じた。「提言」によれば、それは、「一部は、それぞれのセクションの地域的感情の上に築かれた根拠薄弱な嫉妬心、一部はつぎのような特殊な諸見解、すなわち、一つは幾分陳腐化してしまっている見解と斬新な見解との対立、いま一つは、現状を大切に保持したいとする見解と現状よりも将来のあるべき事柄を尊重したいとする見解の対立から生じたものであった⁸⁴⁾。そこで「提言」は、これら感情の軋轢や見解の差異を除去する方策を具体的に提起したのであった。

ここで打ち出されて来た政策提言が、「アメリカ体制」派の人々の主張して止まなかった「地域間分業利益論」、あるいは「地域間の利益共有論」、さらにこれを土台にした〈internal trade〉利益論であったことは言を俟たない。

「提言」はいう。——「ペンシルヴェニア州内部の、穀物栽培者と製造業者のあいだに存在すると同程度の利益の共有(community of interest)が、南部の綿作プランターおよび砂糖プランターと東部の製造業者のあいだに存在していることは、われわれにとって明らかなことであるし、他の人々にとっても、同様に明らかなことだと確信するものである」と。南部のプランターと東部の製造業者のあいだに存在しているこのような利益の共有こそ、「提言」によれば、「何千本もの経路を通して相互に供給しあい、相互に他者を維持し合い、相互に相当量の諸利益を拡散し合いながら、国家繁栄のための共通のストックと個々人の富の両方を永遠にいや増して来た」(傍点部分は原文イタリック)力であった⁸⁵⁾。

しかし、議論をここまで詰めて来たとき、「提言」は、かれらがいままに誣い上げようとしている製造業保護論の正当性を阻む有力な思想を、論破しておかねばならなかった。それは、合衆国憲法を支えている理念の相対化、つまり拡張解釈という仕事であった。

本論文においても、われわれは、再三にわたり、合衆国憲法の理念、とくに連邦政府（行政部、立法部、司法部）の権限を明確に規定した合衆国憲法の理念（第1条第8節に盛り込まれたそれ）について言及して来た。そして、これを擁護しようとしている人々（とくに「南部」の憲法擁護論者=州主権論者）が、連邦権の拡張解釈をはかりながら独立した国民経済の形成を求めて努力している「アメリカ体制」派の人々の活動に、真向から抵抗していた事実を明らかにして来た。「提言」は、したがって、自らの主張が広く受け入れられるために、かかる「憲法擁護論」=「州主権論」を、論破または懐柔しておかねばならなかったのである。

「提言」はいう。——「近年、地上に存在する他のほとんどすべての文明諸国によって、国家存立の維持のために不可欠なものとして実行されている国民的産業の保護という当然の行為の遂行権を、合衆国の一般政府に拒否することが若干の政治家にとりて流行となって来た！しかし、一般政府のこの権限は、建国当初からずっと行使され続けて来たもので、財政収入調達のために現憲法下で成立した最初の法律、1789年7月4日制定の法律のもとでも明確に規定されているものであった」⁸⁶⁾、と。

ここでいう1789年7月4日制定の関税法こそ、周知のハミルトン関税法⁸⁷⁾に他ならない。

「提言」は、この法律を皮切りにその後制定された諸法律のすべてが、「その方^{エクスビデーエンツ}」便には著しく疑問はあるが、法律制定の権限そのものを否定されたことはなかった」（傍点は、原文イタリック）と譲歩条件をつけながらも、連邦政府の産業保護を規定して来たとして、産業保護政策の合憲性を主張したのであった⁸⁸⁾。

この場合、「提言」が、保護を受けた代表的産業として貿易業と海運業を挙げたことは注目しに値することである。

「提言」はこの既成事実を逆手にとって、独自の憲法解釈を展開するのである。——「合衆国憲法は、農業者、製造業者、そして職工^{マニファクチャラーズ}のために作られたものである。それは貿易商人^{メカニクス}のために作られたものではない。貿易商人は全体のほんの一部に過ぎない。「もし一階級に属する人々の諸利益、またはビジネスが、わが国軍艦の大砲のもとで保護されてよいのだとすれば……他の階級の諸利益が……一般政府の、同様の温情ある配慮にあずかっていけない理由はないだろう！」⁸⁹⁾（……は楠井）

これが「提言」による合衆国憲法の拡張解釈だったのである。「アメリカ体制」推進の政治的指導者ヘンリー・クレイにも見出すことの出来なかったこの種の憲法の拡張解釈を、われわれはどのように理解したらよいのだろうか。——

かかる憲法の拡張解釈論議が、「アメリカ体制」派による、州主権論者、とくに「南部」のそれを論破するために踏まなければならなかった不可欠の手順であったとすれば、国内商業（internal trade）の方が外国貿易（foreign trade）よりも遙かに大きな経済的意味をもっていることを事実に基づいて提示する彼らのもう一つの作業は、「地域間分業利益論」、ないし「地域間の利益共有論」の正当性を一般に認めさせ、ひいては国内産業保護政策論を公認させるための、不可欠の手段であった。

ここでわれわれにとって大切なことは、この議論が、まったく方向性を異にした二つの相手を同時に論破または説得するための道具立てであったことである。

この議論が、他でもなく、第19議会第2会期の議会内論争〔詳細は、『横浜経営研究』IX/4（1989年）を参照〕を意識した議論であったことに注目されたい。

ニューイングランドの毛織物工業者の利益の

擁護を目的に提案された毛織物工業保護法案に対しては、方向性を異にした二つの反対があったことが想起されるべきである。一つは、内陸部、とくにペンシルヴェニア州西部およびニューヨーク州西部の小生産者の利益からの反対であった。いま一つは、「南部」プランターからの反対であった。

内陸部の生産者は、ニューイングランドで発達しつつある株式企業形態を採用した毛織物工業が、内陸部で生産される羊毛の需要に必ずしも結びついていない現実に着目し、内陸部で展開しつつある小生産者（農民、職人、日雇労働者）間の〈internal trade〉と、「東部」製造業と「西部」農業と「南部」農業をもって編成された、複数の州あるいは複数のセクションに跨る大規模な〈internal trade〉が、性格上異質のものであるという認識に立って、両者を同一視し、その論理の延長線上で後者の重要性を強調し、前者を切捨てつつ後者の一層の発展を望む「アメリカ体制」派の〈internal trade〉論を批判した。

これに対して、「南部」のプランターは、「東部」の製造業とのあいだの〈internal trade〉よりも、自由な外国貿易（foreign trade）の方が、自らのために利するところが大きいと理解して、「アメリカ体制」派が提唱してやまなかった州間またはセクション間の〈internal trade〉論を批判した。

「提言」は、第19議会第2会期で提起された、これら相異なる二つの批判を強烈に意識しつつ、これらに反論を加え、論破または説得しつつ、「地域間分業利益論」ないし「地域間の利益共有論」の正当性と、これを基礎に組立てられた国内製造業保護論の正当性を提示するのであった。

まず、ペンシルヴェニア州およびニューヨーク州内陸部からの批判に対して反証のために次の事実を示した。

ミッド・アンド・ウエスタン・ステイツ アグリカルチュラル・コモディティ
中部諸州および西部諸州の農産物商品、
例えば、穀物および穀粉は、東部諸州で生産さ

れた剰余生産物のための主要な市場を創り出している。同様に、中部諸州および西部諸州の鉱産物は、部分的に加工されて、東部と南部に移されている。南部は、西部と東部に対して、綿花、砂糖、タバコ、米を供給し、これらの商品に対する支払金で工業製品を受け取っている。——かくして〈internal commerce〉が遂行されている。かかる〈internal commerce〉に比べれば、唯一綿花貿易を除いて、外国貿易（foreign trade）は大して重要でない。……⁹⁰⁾（引用文中〈 〉の記号は楠井によるもの）

ニューハンプシャ州のホワイト・マウンテンズにおいて、われわれはルイジアナ州の砂糖を見出すし、ミシシッピ河の彼方の平原で、ロードアイランド州の綿布が愛用されているのを見出す。ペンシルヴェニア州とヴァージニア州の奥地の生産物が、ニューヨークの熔鉱炉と工場に仕事場を提供するか燃料を与えているし、オハイオ産の羊毛がボストンに市場を見出し、ミズウリー州やイリノイ州の鉛が、わが国のすべての都市で売られている。サウスカロライナ州の綿花は、いたるところで要求を満たしている。これらすべての事柄が、相合体して合衆国の繁栄と国力を構成しているのである⁹¹⁾。

ここで「提言」によって推計された国内取引額は、約55百万ドルにのぼっていた。そしてその額は、国産品の海外への輸出額約50百万ドル（1826年の現実の数字）よりも約5百万ドルも超過していたのである⁹²⁾。かくて、国産品の輸出総額の約50%が綿花の輸出で占められていた現状からすれば、「提言」が外国貿易にもまして国内取引の重要性を強調した理由は歴然としていた。

「提言」は、これらの事実に基づいて、返す刀で、外国貿易の利益を強調する人々に対しても、次のように反論を加えていったのである。

当時外国貿易の利益を強調した人々には、二種類の人々がいた。一つは、ナポレオン戦争期に外国貿易が異常に繁栄した記憶をいまもって保持していた、ボストン中心の貿易および海運

業者である。いま一つは、「南部」のプランターであった。

「提言」は、前者については、製造業の方が外国貿易よりも投資収益率が高いという事実と、保護関税政策を採用しても、実際のところ関税収入の減少は起こらなかった事実そのものをつきつけて、いまや世論に重大な変化が起こりつつある現実注目し、「東部が中部および西部と同一意見をもつようになり」、保護主義を基盤においた国民経済構築の条件が整いつつあると理解した⁹³⁾。

しかし、後者、とくに綿作州であるサウスカロライナ州のプランターについては、結局は無駄なことであったが、説得のために多言を要さねばならなかった。すなわち、イギリスがもし貿易政策を変更して、穀物法と同様にアメリカ綿花に対して輸入制限法を制定したらどうなるかと、安全保障的観点から警鐘を打ち鳴らす一方⁹⁴⁾、経済理論的にも論理をつめて、これまでに施行された経済政策の実績を踏まえて、「アメリカ体制」派お得意の農業と工業とが結合されたばあいの利益 (<internal trade> 利益論) を、道筋立てて展開していったのであった⁹⁵⁾。

農業と製造業が結合して活動している時には、つねに、両者の補助物として商業が必要とされ、すべての国と州、あるいは一国または州の一部で、人口の増加が惹き起こされた。しかも、人口は、国力と国富の源泉であるので、国の範囲が小さく、民衆が絶えず流動しているのでなければ、政治家がまっさきに考慮すべき事柄でなければならない。農業と工業が結合して活動することによって、知識は広がり、生活の慰安も高まり、自然力だけでなく道義的力も増進する。これと対照的に、その国が純粋に農業国であり、しかも、それがとくにプランターによって行なわれている時には、人口は稀薄にならざるを得ず、人口が集中されていないため、知識の進歩や物的および道義的力の獲得も著しく阻げられる。

農業と工業が結合して活動している国には、小

規模な自由保有地が豊富に存在している。この自由保有地は、独立精神を惹き起こし、土地保有者として、その人の人格を向上させる。勤勉と質素の習慣が助長される。というのは、勤勉であり、質素であることの利益が、直ちに数多くの民衆によって体得されるからである。その結果として早婚が起こる。蓋し、大家族であることは、恐れられるよりもむしろ望ましいことと考えられるからである。教育はすべての人に身近なものとなる。蓋し、学校がたくさん建てられ、子供たちも、すでに幼少の頃から役に立つようになるからである。——そして怠惰と両親の悪徳は、評判の悪いものとなる。富が蓄積されるにつれて、道路、橋梁、運河が計画され、建設され、新しい工場も確立される。蓋し、資本が豊富だからである。——そして、一つの新しい事業が、幾何学的比率で別の新しい事業を生み出し、商品の生産諸技術の完成度を高めて、商品価格の一般的低落を惹き起こすからである。これら全ての事柄は、必然的に、農業、製造業、商業から構成された、税金の安い、自由に統治された諸国家において起こるものである。

しかし、逆の場合には、人口は稀薄とならざるを得ず、貨幣の流通も不活発になるから、富の獲得も緩慢であるし、学校も少なく、極めて稀れで、社交も難しく、情報も得るのが容易でない。国内開発事業も、それをつくる人および資金の凝縮力がないため、部分的にしか行なわれない。人も資金も広い地表に拡散し過ぎていて、費消されてしまっているからである。……

国内産業の保護は、たんに合衆国の商業と海運業を構築して来ただけではない。両者を今後とも増進し続けるであろう。——それは、課税対象となる商品の購入手段を提供することによって、政府の財政収入を増加させる。——それは、国内競争を刺激することで、品物の生産原価を引下げて来た。——それは、過去5年以内に、国内取引と沿岸取引を、恐らく50%も増大させて来たであろう。——それは、全海外輸出に匹敵する額だけ、小麦粉と穀物のための新しい市場を開発した。——それは、鉱物資源や石炭の供給を著しく高めて来た。——それは、ヨーロ

ッパ諸国の貿易制限や貿易禁止を部分的に相殺して来たし、かりに保持され拡張されても、貿易の諸問題で、わが国をすべての国々と対等の条件におくことになろう。——要するに国内産業の保護は、合衆国の大多数の民衆を維持し、投下された現実資本の額を倍加し、この共和国の存立にとって必要不可欠のものとなったのであった⁹⁶⁾。(傍点部分は原文イタリック)

この一般論に続く後半部分では、第19議会第2会期で審議された毛織物工業保護法案推進者の議論⁹⁷⁾を想起せしめるに足る議論が展開された。だから、ここでは、詳細に立ち入ることを慎み、ただ要点だけを摘記しておくに留めよう。

「提言」後半部分は、毛織物工業がこの期に臨んで、なぜ、特別の保護を必要としたかの議論と、同産業を保護するための政策提言に集中された。歴史的事実を踏まえて分析された議論の概要はつぎの通りであった⁹⁸⁾。

(1) 毛織物工業発達の未熟さ。とくに第二対英戦争開始期の供給能力の低さと価格の高さ。

(2) 第二対英戦争中の牧羊業と毛織物工業に対する奨励。粗製品部門の発達。

(3) 第二対英戦争後のイギリス製品との競争激化。幼弱毛織物工業の受けた打撃が大であったことと、外国市場での穀物の高価格によって生じた牧羊地の穀作地への転換によって、毛織物工業および牧羊業が窮迫。

(4) 1824年関税法による毛織物工業の保護とその影響。(i)アメリカでまだ十分に生産されたことのない上質原毛の輸入制限。これによって生じた国内毛織物工業一般の被った打撃と国産原毛に対する需要の全般的減少。(ii)同法の保護効果を期待して毛織物工業と牧羊業に起こった過剰投資。(iii)同法の法網をかいくぐったイギリス毛織物の大量の輸入。(iv)同法に対抗して制定されたイギリスでの原毛の輸入関税廃止によるイギリス毛織物工業の競争力の強化とアメリカ市場への輸出増進。(v)このことによって生じたアメリカ毛織物工業と牧羊業の極度な不況。

(5) これら毛織物工業と牧羊業を保護するため

の最善の方法。——保護政策のより一層の強化と、外国毛織物の輸入に対する「最低評価額規定」原則の適用。

ここには、植民期から土着産業として発達して来た毛織物工業が、イギリスの産業革命の影響下同国毛織物工業の近代産業への展開、それに伴って生じた海外への品質の良い安価な新製品の輸出増大によって、新たな対応を余儀なくされているさまが、はっきりした映像で画き出されている。木綿工業と異なって土着産業として発達して来たからこそ生じた深刻な苦悩というべきものであろう。ここに見出されるものは、1825年イギリス恐慌の影響をまともに受けながら、没落を余儀なくされつつある土着産業の姿であり、株式企業形態と新技術を装備して、これに立ち向かってゆこうとしている新型毛織物工業の姿である。アメリカ毛織物工業のかかえこんだこの二重の苦悩こそ、「アメリカ体制」派に属する人々が同時に自分のものと感じた苦悩そのものであった⁹⁹⁾。

「提言」は、最後に、同様の問題が製鉄業、亜麻・大麻工業にも存在している事実を追記することを忘れていない。そして、第19議会第2会期に突如として沸き起った、保護主義の本来の基盤であったペンシルヴェニア州選出議員による毛織物工業保護法案批判を鎮めるため、恐らく妥協からであろう、毛織物工業以外の他産業の保護の強化、例えば、内陸部の農民にとって欠くことのできない醸造業の保護や、これとバランスをとるために提起された木綿工業の一層の保護の要求を提案したのであった¹⁰⁰⁾。

かくして、ハリスバーグ大会は、繰り返し見て来たように、内陸部の保護主義者から、株式企業形態をとった新興産業の担い手まで含めたすべての保護主義者の大衆運動として実現した。したがって、一方でニューイングランドの要求を満足させる目的で「連邦議会への請願書」を決議し、廃案となった毛織物工業保護法案に盛り込まれた要求を実現しようと努めながら、

他方、種々の産業分野の専門委員会を設置し、ここで議論をつめ、これらの意見を最終的に「合衆国民衆への提言」のなかに盛り込む妥協をはかったのであった。

かくて、ハリスバーグ大会は現実に次の結果をもたらした。すなわち、毛織物工業および牧羊業の保護を中心に据えながらも、問題をこれに限定せず、ハリスバーグ大会の意向に沿って、製鉄業、亜麻・大麻業、醸造業、ガラス工業、木綿工業等の産業にも保護を拡大する方向で、第20議会第1会期で新しい保護法案(1828年関税法)を成立させたという結果がこれである。そしてここで制定された「嫌悪すべき関税法」が、よく知られているように、ジャクソン期以後の政治で大きな意味をもった、諸利害の分裂と対立の原因となったこと、これである。

そこでわれわれは、ジャクソン期以後の諸利害対立の動向をもっと大きな視野で展望するため、ハリスバーグ大会に反対して開催された別種の大会にも注意を払いつつ、歴史の大きな変化に意識を集中してゆくことにしよう。

d. サウスカロライナ州コロンビア大会と「アメリカ体制」を批判するトマス・クーパーの演説

サウスカロライナ州コロンビア大会は、ハリスバーグ大会に先立つ1827年7月6日、サウスカロライナ州コロンビアで開催された反保護主義者=反「アメリカ体制」派の集会であった。

これは、その数日前の7月2日、同州知事ジョン・テイラー(John Taylor)を議長にして同地で開催された、同地およびその周辺の、プランター、^{マーチャント}貿易商人、その他の住民の集会(A meeting of the planters, merchants and others, inhabitants of the town of Columbia, and its vicinity in South Carolina)の決議を承認した上で、そこで決議された13項目の反保護主義者の原理原則を、「南部」の諸他の州にも受け入れてもらおうと協力を呼びかけた集会であったと

ころに特徴がある¹⁰¹⁾。

この大会が、保護主義者の大同団結を意図したハリスバーグ大会の向うを張って企画された会議であったことは明らかである。その意味で、この大会は、ハリスバーグ大会に対する「南部」の当然の対応であったと受けとってよい。

7月2日および7月6日の二つの大会を主催したのは、サウスカロライナ州コロンビアおよびリッチモンド両市の市民によって任命された委員会であった。この委員会はつぎの6人の委員から構成されていた。W・C・プレストン(Preston), T・クーパー(Cooper), R・ヘンリー(Henry), A・ブランディング(Blanding), W・F・ディソースシュア(Dessaussure), D・J・マッコード(M'Cord)がこれである¹⁰²⁾。なかでもサウスカロライナ大学の総長トマス・クーパーの役割は重要であった。かれは、7月2日の会議で決議された保護主義に反対する13項目の決議(以下「決議」と略記)の提出動議者であったばかりか、同日の会議で「アメリカ体制」反対の歴史的演説(以下「演説」と略記)を行ない、マッシュュー・ケアリー, C・J・インガソル, H・ナイルズに代表される「アメリカ体制」派反対の理論的支柱ともなった人物だったからである¹⁰³⁾。

ここでは「決議」と「演説」¹⁰⁴⁾の大綱を紹介しながら、その後「南部」で展開して来る連邦脱退論の経済史的背景を探り出しておこう。

「決議」および「演説」の論旨を支えた基本的理念は、「ヴァージニア決議」と同様、合衆国憲法の理念であった。しかし、両者の相違は明らかであった。すなわち、「ヴァージニア決議」が、主として合衆国憲法第1条第8節(Article I, Section 8「連邦議会の権限」)の文言そのものに依拠したもの(したがって、そこでは、連邦政府による国内開発事業の推進、国内産業保護政策の推進、州内住民の私的所有権の侵害=州内の住民からの徴税[関税徴集を含む]が反対された)であった¹⁰⁵⁾のに

対して、コロンビア大会での「決議」および「演説」は、新たに「平等の原則」(principle of equality)なる概念を提起して、「アメリカ体制」派の憲法の拡張解釈に反論したところにあった。

だが、ここでいう「平等の原則」が、今日われわれによって直ちに表象されるあの、諸個人の神(あるいは法)の前における平等原則とは別の意味をもっていたことに注意されたい。それは、「連邦がそれによって基礎づけられた原則」(principle on which the federal Union was found)¹⁰⁶⁾、すなわち、トマス・クーパーの「演説」の言葉を借りていえば、「わがアメリカ連邦を支える絆であり精神」^{ボンド スピリット}であるものを意味した¹⁰⁷⁾。連邦を構成する各州およびそのなかに住む市民の連邦内における平等な取扱いの原則といい換えた方がわかり易いだろう。

7月2日の大会「決議」第1条はつぎのように言う。「諸権利の平等は、アメリカ連邦の普くゆきわたった原則である。この行為を侵害するいかなる立法行為も合憲ではありえない」¹⁰⁸⁾。

「決議」第2条はつぎのように主張する。「連邦がその上に基礎づけられている平等の原則は、わが市民のうち、ある階級に属するものを犠牲にして、どれかある特定の階級に属するものを優遇するか保護するかする慣行を禁止している。誠実なる勤労の追求は、すべて、われわれを支配する諸法律で優遇されなければならない」¹⁰⁹⁾。

さらにトマス・クーパーの次の主張が注目されるべきである。「アメリカ連邦を支える絆および精神そのものは、諸権利の平等、諸法律適用の平等、諸義務の平等、諸負担の平等、課税の平等、保護の平等である」¹¹⁰⁾。この主張は、主語「絆および精神そのもの」と述語「……平等である」のあいだに、〈諸州間の〉という言葉挿入すれば一層分かり易い。

「決議」および「演説」の「アメリカ体制」派に対する批判は、一貫して、この原則に基づ

いて展開されたところに特徴があった。

クーパーは「演説」で、まず、ハリスバーグ大会が、この「平等の原則」を侵害する法律を最終的に仕上げる準備のための大会であると論難し¹¹¹⁾、ついで連邦議会で制定されて来た保護関税法が、一部のローカルな特定産業の利害関係者の共謀によって制定されて来た不平等な、偏った性格をもった法律だったと事実に基づいて批判し¹¹²⁾、最後に、クレイ流の「アメリカ体制」論をきびしく批判し、逆立させつつ、独自の「アメリカ体制」論を明快かつ直截につぎのように展開した¹¹³⁾。

私は、つねに、わがアメリカ体制が、ヨーロッパ体制に対して直接敵対する考え方であり、自由、平等、そして誠実こそ、連邦を結びつける絆であり、わがアメリカ体制の広く流布した精神であったと考えて来ました。諸権利の平等、諸義務の平等、諸負担の平等、保護の平等、諸法律適用の平等——これらこそ、わが国の幸福なる諸制度を支える支配的な諸特徴であります。しかるに、私は、いまや、はじめて、これらの独占者たちの、偽善的で裏切りの、人を巧みにそそのかす甘い言葉のなかに、アメリカ体制こそ、南部の報酬が北部へ移転さるべく定められた体制であることを知りました。この体制によれば、多くの人が少数者のために犠牲にさせられ、その体制のもとでは、かつて一度も譲歩されたことのなかった諸権利が収奪されるのです。——この体制によれば、諸権利の不平等、諸負担の不平等、保護の不平等、法律適用の不平等、そして不平等な課税が、永久に制定され、与えられるのです。——この体制の下では、プランターも農業者も、紡績工や晒工や染色工よりも劣等な存在だと考えられることとなります。——この体制のもとでは、プランテーションを保有する南部のわれわれは、北部の農奴および職工と考えられ、マサチューセッツの親方、紡績機の持主、力織機の所有者の命令に従い、かれの利益のために働くこととなります!

かれらは、われわれの稼ぎに課税し、それを自分たちの報酬にし、われわれの貧困にますます重荷を負わせ、かれらの富を益々大きくする権利を

もっています。これこそ、これらの紳士が、時代の偶像、あるいは黄金のイメージとして喜んでもてはやしているアメリカ体制であります。……この詐欺と略奪と収奪の体制をアメリカ体制と呼ぶことは、あなた方の耳にも私の耳にも、アメリカ的特性に対するもっとも質の悪い名誉毀損のように響きます。(傍点部分は原文イタリック。……は楠井)

だからこそクーパーは、つぎのように高々と決議するのであった¹¹⁴⁾。(7月2日の大会「決議」13条)

われわれは、国民的産業を構成する残りの他の部門を犠牲にして、ある産業部門を育成し援助する目的をもった税法を、連邦議会が成立させる権利をもつことを完全に否定するものである。かかる権利は、いずれも明らかに憲法のなかに見出すことの出来ないものである。もしこのような権利が憲法制定時に、はっきりと提案されていたとすれば、すでに実行に移されていたであろうと思われる。実際に実行されていないのは、わが社会的連邦の支配原則たる諸権利の平等や諸負担の平等という原則と調和しないものだからである。われわれは国土の防衛のためになら数百万ドルでも支払うが、貢納のためになら、びた一文たりとも支払わないという根本方針にしたがうものである。(傍点部分は、原文イタリック)

「演説」を締めくくる際のクーパーのつぎの発言こそ、とくに注目さるべきである。

「北部がわれわれの主人であることを要求し、われわれが北部の貢納者であるよう要求されているこの合衆国連邦を存続させる値打がありませんでしょうか。北部がわれわれの頸の後にかけた支配のための^{くびき}軛をアメリカ体制だなんて呼んだ奴は、いったい誰なんでしょう。——しかし、^{サミツシヨウ}屈^{セバレイシヨウ}服か、さもなければ分離かの二者択一の意味決定を迫る問題が、われわれの眼前に近づきつつあります」¹¹⁵⁾。

われわれは、クーパーのこの発言のなかに、やがて直ぐ起こるのであろう、サウスカロライナ

州の1832年関税法に対する無効宣言、そしてまた南北戦争期に実際に起こった「南部」奴隷制諸州の連邦脱退を正当化する理論的根拠を見出すであろう。

注

- 1) *Niles' Weekly Register*, XXXII (1827), p. 10[R].
- 2) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 13[R].
- 3) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 129[L]; 135[L]-139[R].
- 4) *Ibid.*, XXXII, pp. 237[R]-238[L].
- 5) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 237.
- 6) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 295[R]-298[R].
- 7) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 314[R]-315[R].
- 8) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 315[L].
- 9) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 331[R].
- 10) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 331[R].
- 11) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 331[R].
- 12) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 331[R].
- 13) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 349[R].
- 14) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 348[R]-350[L].
- 15) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 363[L]-[R].
- 16) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 364[L].
- 17) 楠井敏朗『『アメリカ体制』と『ジャクソニアン・デモクラシー』』(8)『横浜経営研究』IX/3, 1989年, pp. 72-77.
- 18) 同論文, pp. 77-84.
- 19) *Niles' Weekly Register*, XXXII (1827), p. 388[L].
- 20) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 388[L]-396[R].
- 21) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 388[R]. 「少なくとも1州5名の代議員」の派遣が原則であったから、この数的条件を満たさないまま参加したデラウェア、ケンタッキー、ロードアイランド、ヴァージニアの4州は、恐らく特別参加であったろうと考えられる。
- 22) 詳しくは、宮野啓二『アメリカ国民経済の形成』(お茶の水書房, 1971年), 第2章を参照。
- 23) フリードリッヒ・リスト『アメリカ経済学綱要——アメリカ体制——』(正木一夫訳, 未来社〔社会科学ゼミナール 39〕, 1966年) pp. 7-8; 136-147.
- 24) *Niles' Weekly Register*, XXXII (1827), p. 388[R].
- 25) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[L].
- 26) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[L].
- 27) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[R]. 連邦議会への請願書起草委員は、C・J・インガソル(Pa.,

- 委員長), B・ウェル (Ohio), F・グレンジャ (N.Y.), J・サイクス (Md.), G・ティビッツ (N.Y.), A・リード (Pa.), M・ケアリー (Pa.), J・ブラウン (Mass.), S・スプリッグ (Va.) の9人から構成された。
- 28) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[R]. 合衆国民衆への提言起草委員会は, H・ナイルズ (Md., 委員長), S・M・ホプキンス (N.Y.), T・ユウイング (Ohio), R・H・チン (Ky.), J・E・スプレイグ (Mass.), J・バターソン (Pa.), J・エジントン (Va.), A・ノーデイン (Del.), E・プレイン (Vt.) の9名から構成された。
- 29) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[R]. 鉄問題専門委員会は, O・ウィリアムズ (Md., 委員長), D・ウィルキンソン (R.I.), R・キース (N.Y.), C・キンゼイ (NJ.), W・フォワード (Pa.), D・ベゲップ (NJ.), L・ハールバット (Conn.), H・アレン (Vt.), P・シャープ (N.Y.) の9名から構成された。
- 30) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[R]. 亜麻問題専門委員会は, J・コルト (N.Y. 委員長), R・H・チン (Ky.), J・ロバーツ (Pa.), J・ウィルソン (Ohio), R・デニストン (N.Y.), J・A・テインター (Conn.), J・ハーヴィー (Ky.), ウィリアム・クラーク (Pa.), J・ロージュ (R. I.) の9名から構成された。
- 31) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[R]. ガラス問題専門委員会は, E・ロード (N.Y., 委員長), J・トッド (Pa.), D・ウィルキンソン (R.I.), J・バターソン (Md.), A・フリーマン (N.H.), J・B・エイツ (N.Y.), J・ストロング (Mass.), H・アレン (Vt.), I・アンドラス (NJ.) の9名から構成された。
- 32) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[R]. 捺染綿布および綿製品問題委員会は, M・ケアリー (Pa., 委員長), A・ローレンス (Mass.), E・グレイ (Md.), E・B・シャーマン (N.Y.), P・S・スミス (N.Y.), A・H・シェンク (N.Y.), J・ハーヴィー (Ky.), J・ヒギンス (Del.), J・シェファド (Mass.) の9名から構成された。
- 33) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[R]. 州際通商問題専門委員会は, R・C・マラリー (Vt., 委員長), F・アンダーソン (Md.), P・シャープ (N.Y.), L・ベイカー (NJ.), W・R・ディッキンソン (Ohio) の5名から構成された。
- 34) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[L].
- 35) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 389[L].
- 36) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 390[L].
- 37) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 390[L], [R].
- 38) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 390[R].
- 39) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 390[R].
- 40) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 390[R].
- 41) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 391[L].
- 42) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 391[L].
- 43) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 391[L].
- 44) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 391[L]. 財政委員会のメンバーは, W・ミーティア (Md., 委員長), G・ロバートソン (Ky.), R・フィッシャー (Pa.) の3名であった。
- 45) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 391[L].
- 46) *Ibid.*, XXXII (1828), pp. 391[L]-392[L].
- 47) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 392[R].
- 48) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 392[R].
- 49) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 392[R]-393[L]. この書簡の発信人は, ハリスバーグ大会代議員選出の目的で, 1827年7月19日メイン州ハロウェル (Hallowell) で開催されたメイン州毛織物業者, 牧羊業者および農工関係者の会議 (Meeting of manufacturers, wooll-growers and friends of the agricultural and manufacturing interests of the state of Maine) で議長をつとめた, ジョナサン・ペイジュ (Jonathan Page) であった。書記はウィリアム・クラーク (William Clark)。
- 50) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[L].
- 51) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[L], [R].
- 52) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 53) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 54) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 55) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 56) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 57) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 58) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 363[R].
- 59) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 60) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 61) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 363[R].
- 62) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 63) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 394[L].
- 64) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 394[L].
- 65) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 394[L].
- 66) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 394[L].
- 67) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 394[L].
- 68) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 394[L].
- 69) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 394[L].
- 70) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 394[L]-395[L].
- 71) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 395[L], [R].
- 72) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 395[R].
- 73) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 395[R].
- 74) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 395[R].
- 75) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 395[R].
- 76) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 100[R].
- 77) *Ibid.*, XXXII (1827), p. 393[L], [R].
- 78) *Congressional Debates*, IV, p. 732.
- 79) *Niles' Weekly Register*, XXXII (1827), p. 393[R].
- 80) 序文 (prefatory remarks) には, 「提言」が纏められるまでの事情について, 大要, つぎのこ

とが記されている。

第1. 本「提言」は、本来ならば大会期間中に纏められるべきものであったこと。しかし、一つには、大会で審議すべき問題がひろがったこと。いま一つには、種々の論文または資料、他の専門委員会からの付託された報告書、「連邦議会への請願書」が、大会の最後のギリギリの時間になって纏ったこと、しかも、これらに盛り込まれた見解が所期の目的を超えてひろがってしまったこと等のため、大会中に全体を纏め上げることが出来なかったこと。

第2. 起草委員会は、問題そのものを考察し、「提言」の叙述方法について一般的合意に達したこと。委員長(H・ナイルズ)は、問題を取り集め、調整し、下準備をする仕事の責任を請負ったこと。そして大会の願望を達成しようとする委員たちのよりよき能力に全面的に信頼を寄せたこと。しかし「提言」に盛り込まれた計画は、全体として調和のとれたものであっても、諸他の委員が8州に分散しているために、その勧告や援助を實際に得ることがたいへん難しかったこと。そのため、委員長は、自分に課せられた仕事を十分にやり遂げたという点では、少なからず不安をもっており、本委員会の名において、しかも、本大会の名誉のために、合衆国民衆に自らの仕事の成果を提示していることに対して、自信の無さを禁じえないこと。

第3. 「提言」には、本大会で提案された諸方策に賛成する一般的諸論議だけしか書かれていないこと。そして、これらの諸論議を支持する諸事実または陳述は、「付録」で言及することにしたこと。

この「提言」は、1827年10月10日付でナイルズ委員長の署名のもとに公表され、『ナイルズ・ウィークリー・レジスター』XXXIII (1827年)の10月13日号に全文掲載された。

なお、「付録」は、「ハリスバーグ大会会報」(Proceedings of Harrisburg Convention)の項目の下に、同誌、XXXIII (1827年)に掲載された。主要なものはつぎの通り、「人口および外国貿易に関する統計」(*Ibid.*, pp. 123-127[R]), 「生産と消費」(*Ibid.*, pp. 138[L]-142[L]), 「科学力と手労働——その生産におよぼす影響の相違」(*Ibid.*, pp. 142[R]-144[R]), 「国内通商」(inland trade)——すなわち、いくつかの諸州間のコマーシ」(*Ibid.*, pp. 149[R]-158[R]), 「イギリスの貿易と通商禁止法」(*Ibid.*, pp. 171[L]-176[R]), 「保護制度の効果短評」(*Ibid.*, pp. 188[L]-192[R]), 「綿花」(*Ibid.*, pp. 203[R]-207[R]), 「羊毛」(*Ibid.*, pp. 207[L]-208[R]), がこれである。

- 81) *Niles' Weekly Register*, XXXIII (1827), p. 100[L].

- 82) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 100[L].

- 83) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 101[L].

- 84) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 101[R].

- 85) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 102[R].

- 86) *Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 102[R]-103[L].

- 87) 1789年7月4日制定の関税法(ハミルトン関税法)には、次の規定が明記されている。「輸入される商品(goods, wares and merchandise)に関税を課すことは、政府の維持、合衆国債の弁済、製造業の奨励と促進にとって必要である」(なお、この文面は、直接に同法にあたって得たものではない。さし当り「提言」から孫引されたものである。*Ibid.*, XXXIII (1827), p. 103[L])この法律については、その性格をめぐって、財政関税法か保護関税法か、研究史上議論が岐かれている。1816年以前に制定された関税法は、財政関税法だとする考え方が一般的で、わが国でもこのような見解が支配的である。わが国における「ハミルトン体制」研究の権威、田島恵児は、この問題に関する詳細な叙述と論及を省略しているが、大体この見解を支持しているとみてよい。田島恵児『ハミルトン体制研究序説——建国初期アメリカ合衆国の経済史——』(勁草書房、1984年)、pp. 45, 63, 注41)および12)を参照。

「提言」は、「1789年関税法」の規定のうち、「製造業の奨励と促進」を *the encouragement and protection of manufactures* とイタリックで表示している。そして、この法律の文面から、法律そのものを「製造業の奨励と促進」の理念の表明と理解し、合衆国憲法下でも認められたとして、自らの主張を正当化する論拠とした。

これに対して、1820年代の「アメリカ体制」派の政策に反対したサウスカロライナ大学の総長トマス・クーパーは、1827年7月2日に行なった演説で、1816年以後に制定された関税法を保護関税法と考え、それ以前の関税法を財政関税法と考えた。

Ibid., XXXIII (1827), p. 29[L].

- 88) *Ibid.*, XXXIII (1827), 103[L]. 例えば、「提言」がここで掲げている産業保護政策には、つぎのものがある。(1)合衆国の貿易と海運業の保護。すなわち、(i)輸入品と入港する外国船舶のトン数に課せられた厳しい差別税、(ii)外国人に対する沿岸通商の禁止。この場合、もちろん互恵原則はつねに要求された。しかし、あらゆる場合に、外国の制限には、制限をもって対処された。(2)公称「貿易の保護」のための海軍の創設。(3)貿易制限権の賦与。

- 89) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 103[R].

- 90) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 103[R].

- 91) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 104[L].

- これらの諸事実を裏づけているものは、「提言」の付録文書の一つ「国内通商——すなわち、いくつかの諸州間のコマーシ」である。
Ibid., XXXIII (1827), pp. 149[L]-158[R]. これはハリスバーグ大会において設置された二つの専門委員会、すなわち、州際通商問題専門委員会(R・C・マラー委員長)と、国内製造業の保護の、海運業者および貿易業者におよぼす悪しき影響に関する資料作成委員会(I・バートレット委員長)の両報告書に基づいてつくられたものであった。付録文書「国内通商」は、大略つぎのように構成されていた。(1)「東部」主要都市(ボルティモア、ボストン)での小麦粉取扱量(外国への輸出量、市中消費量、周辺諸都市への沿岸取引量と、これら小麦粉の送り先)、(2)ニューヨーク[エリー]運河を経由した商品名と取引高、(3)オハイオ=ミシシッピ河經由の商品名と取引高、(4)沿岸取引と外国貿易の趨勢比較——ボストン、ボルティモア、フィラデルフィア、ニューヨーク4港の取引商品名と取引高。とくに石炭、穀物、鉄、ウィスキー、綿花、タバコ、アメリカ産羊毛の場合。(5)砂糖関税と羊毛関税の性格の相違。(6)鉄鉄・棒鉄の国内取引の実態。(7)国産酒の生産と流通の実態。(8)ボストンで製造されるガラスの原料とその供給地。(9)スクールキル炭、ヴァージニア炭、リーハイ炭の消費地。(10)スクールキル運河を経由した商品名と取引高。(11)プロヴィデンス(R.I.)港の取扱った、主として沿岸取引による商品名と取引高。(12)その他の個別的な国内取引。
- 92) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 104[L].
 なお「提言」のこの指摘は、付録文書の一つ「人口および外国貿易に関する統計」(*Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 123-127[R])に基づいて述べられたものであることに注意されよ。この付録文書によれば、1826年についての次の数字が得られる。すなわち、総輸出額は、77,595,322ドルであり。総輸入額は84,794,477ドルである。うち、国産品の輸出額(53,055,710ドル)の内訳をみると、タバコが5,347,208ドル(10.2%)、小麦粉が4,161,466(7.9%)等となっている。繰返し言及されたように、綿花の輸出額が群を抜いていることがわかる。
- 93) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 105[R].
 94) *Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 105[L]-106[R].
 95) *Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 106[R]-107[L].
 96) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 107[L],[R].
 97) 楠井敏朗「『アメリカ体制』と『ジャクソニアン・デモクラシー』」(9),『横浜経営研究』IX/4(1989年),を参照。
 98) *Niles' Weekly Register*, XXXIII (1827), pp. 107[R]-110[L].
 99) 関連して、楠井敏朗,前掲論文(2),『横浜経営研究』III/3(1982年),pp.13-19,を参照。
- 100) *Niles' Weekly Register*, XXXIII (1827), pp. 107[R]-111[R].
 101) *Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 26[R]-28[L].
 102) *Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 27[L], 28[L].
 103) *Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 27[L]-32[R].
 104) トマス・クーパーの演説は、1827年7月2日の大会で、これを主催した委員の一人、A・ブランディングの動議で、公表するよう要請された。この要請に基づいて、この演説は、直ちに『コロンビア・トレスコープ』に発表されたが、恐らくこの演説が反保護主義者の重要な資料であったからであろう。H・ナイルズ編集の『ナイルズ・ウィークリー・レジスター』XXXIII(1827年),9月8日号に全文掲載された。
 105) *Ibid.*, XXXII (1827), pp. 135[L]-139[R]を参照。ここでいう「ヴァージニア決議」とは、1827年2月2日、ヴァージニア州議会で決議された、「毛織物工業保護法案」に対する反対決議である。「決議」は私有財産権の保証、あるいは連邦議会の権限(第1条第8節)という合衆国憲法の根本原則を楯にして、連邦政府が、州内の民衆から租税を徴集すること、州内を通る道路・運河を建設すること等に対して反対決議をしたのである。
 106) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 27[L].
 107) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 32[L].
 108) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 27[L].
 109) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 27[L].
 110) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 32[L],[R].
 111) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 28[R].
 クーパーは、「演説」の冒頭で、まず、『ニューヨーク・アメリカ』および『ボルティモア・パトリオット』を引用して、ハリスバーグ大会のための準備が、各州で着実に整いつつある事実を指摘した。そして、その目的が、「過去10年間に亘ってプランターの利益に対して継続的に進められた一連の攻撃」の最終仕上げを意味するものだ論難した。——「その公言された目的は、いまや厳しく訓練され、かつ訓練された連邦議会の多数派の力を用いて、われわれを植民地および「プロテクト」トリビューナリー」に転換し、そのことで、北部のために南部を犠牲に供するような効果をもった制度を、われわれに永久に押しつけることにある」。「この制度」、すなわち「プランターを貧困化し、製造業者の財布をふくらませる」この制度こそ、基本的に、憲法で保証された「平等の原則」を侵害するものに他ならない。
 112) *Ibid.*, XXXIII (1827), pp. 29[L],[R]; 30[L],[R].
 クーパーは、合衆国の関税史を回顧して、次のように言う、——「保護関税は、1816年、1818年、1820年、1824年とつぎつぎと強化され、われわ

れを十分驚かせるに足る額にまで達した。そしてざっと控え目に見積っても、サウスカロライナ州に対して、1年に50万ドルもの税金が形成された」。そして、これらの税金は、プランターのポケットから製造業者のポケットへ移されたのであった。さらに言う。——「われわれの大胆にして、能力ある連邦下院議員たるマックダッフィー氏が、先の議会（第19議会第2会期）で宣言せざるを得なかったように、南部は正当な形式で議員を送っても、その発言は聞き入れられず、南部の諸利益は、議事堂の壁のなかで無視された」。だが、「製造業者は、整然と組織された^{コンソシアティオン}集団をなしており、——一致して行動した。「かれらは、ワシントンで、自分たちの代議員によって代表されており」、「連邦議会の諸委員会では主張を行ない、当然のこととして、製造業者の諸利益にかかわる諸問題にかんして、議会の議事に影響を与えた」。1820年関税法案の提案者ポウドウィンは、ピッツバーグの

製造業者の利益代表者であった。1824年関税法の提案者トッドは、ペンシルヴェニア州ベッドフォード、サマセット、アレゲニー3郡の製造業者の利益代表者であった。「アメリカ体制」を主唱したヘンリー・クレイは、もともとケンタッキー州の綿製袋地^{コットン・バッグ}の製造業者であった、等々。

113) *Ibid.*, XXXIII (1927), p. 31[L].

本文で引用された「ヨーロッパ体制」とは、クーバーによって次のものと表象された。「少数者の利益のために多くの人々が税され課税している体制」、たとえば、神聖同盟、イギリス内閣、すなわち、独占者の^{コンソシアティオン}団結。*Ibid.*, XXXIII(1827), p. 32[R]. したがって、「アメリカ体制」派の人々が批判の対象とした「ブリティッシュ体制」（イギリス中心の資本主義世界体制）とは、全く異なっていることに注意。

114) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 27[R].

115) *Ibid.*, XXXIII (1827), p. 32[R].

〔未完・続〕

〔くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授〕